

1 趣旨

環境に配慮した低炭素社会の実現及び公共交通機関の利用促進、日常生活における健康増進などの観点を踏まえ、町内に事業所を有する企業や団体、町民等を対象としたみたけノーマイカーデー（以下、「ノーマイカーデー」という。）を実施し、公共交通や徒歩・自転車といった環境にやさしい移動手段への自発的転換を促すことを目的に実施するものです。

2 実施主体

御嵩町

3 実施期日

(1) 毎月第2水曜日をノーマイカーデー実施日とします。

(2) 毎年10月の第2水曜日から1週間をノーマイカーデー重点実施週間とします。

※各事業所等の都合に応じ、別取組日を設定することも可能です。

4 参加の対象

通常、マイカーを利用している者

※通勤に限らず、買い物や余暇活動等、マイカーを利用するすべての機会を対象とします。

5 参加の方法等

運動の趣旨に賛同し、できる範囲での取組が可能な個人、企業、団体、官公庁等は、「みたけノーマイカーデー運動参加宣言」（別紙様式第1号）を事務局に提出してください。なお、参加宣言については、取り下げ等の申し出がない限り、有効なものとして取り扱います。

※企業・団体全体で参加するのが困難であれば、営業所ごと、所属ごと、グループごとでも可能です。

6 実施の方法

(1) ノーマイカーデー実施日には、マイカー利用を極力控え、できる範囲で徒歩、自転車、公共交通機関の利用をお願いします。

(2) 参加事業所は、業務等に支障のない範囲かつ従業員等の自主的な参加意思のもと本取組を実施する者（以下「実施者」という。）を募るものとします。ただし、

次に掲げる場合に該当する方については、実施者から除外することができます。

- ア 本人の自主的な参加が得られない場合
- イ 公共交通機関の運行時間等が本人の勤務形態と合わない場合
- ウ その他、公共交通機関の利用または徒歩、自転車、相乗りによる通勤が困難な場合
- エ その他事業所において参加が不相当と判断する場合

7 実施報告

参加事業所等は重点実施週間（毎年10月の第2水曜日からの一週間）の取組実績を取りまとめた「みたけノーマイカーデー運動実績報告書」（別紙様式第2号）を事務局に提出していただきます。

8 公表

町は、参加事業所等及びみたけノーマイカーデー運動実績報告書の結果を集計し公表するものとします。（個人については掲載しません。）

9 様式

みたけノーマイカーデー運動に関する各種様式はホームページからダウンロードできます。

○御嵩町ホームページ [みたけノーマイカーデー運動](#)

<http://www.town.mitake.gifu.jp/contents/contents.cfm?id=2138&glid=5&enq=3>

10 事務局（問い合わせ先）

【みたけノーマイカーデー運動事務局】

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1

御嵩町総務部企画課企画調整係内

TEL:0574-67-2111

FAX:0574-67-1999

メール：kikaku@town.mitake.lg.jp